

那 霸 市 公 報

第 1 7 8 6 号 その 2
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市税条例等の一部を改正する条例（納税課）…………… 501
- 那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（国民健康保険課）…………… 537
- 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例（障がい福祉課）…………… 540
- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
（納税課）…………… 544

◇ 規 則 ◇

- 那覇市動物の愛護及び管理に関する規則（環境衛生課）…………… 549
- 那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（道路管理課）…………… 553
- 那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則（ちゃーがんじゅ
う課）…………… 557
- 那覇市旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 560
- 那覇市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 564
- 那覇市公契約条例検討審議会規則を廃止する規則（法制契約課）…………… 568
- 那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（企画調整課）
…………… 570
- 那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（消防局総務課）…………… 577
- 那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 580
- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則（人事課）…………… 585

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	589
○那覇市公有財産規則の一部を改正する規則 (管財課)	592
○那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市民生活安全課)	594
○那覇市小児慢性特定疾病審査会規則の一部を改正する規則 (地域保健課) ..	597
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	599
○那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する 規則 (人事課)	603

◇訓 令◇

○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (企画調整課)	608
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (人 事課)	612
○那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令 (総務課)	615

◇告 示◇

○那覇市松山公園文化交流施設指定管理者の指定について (公園管理課)	619
○固定資産の価格等の登録について (資産税課)	620
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規 則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を 定める件の一部を改正する告示について (納税課)	621
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧につい て (企画調整課)	624
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅課)	625
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅課)	626
○市道の路線廃止に関する告示 (道路管理課)	627
○那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について (文化財課)	629
○那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について (文化財課)	630

○那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について（文化財課）	631
○那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料の収納事務委託について（商工農水課）	632
○那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について（文化財課）	633
○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について（子育て応援課）	634
○市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）	635
○令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（ちゃーがんじゅう課）	636
○令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	639
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	642
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	643
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	644
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	645
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	646
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	647

◇ 公 告 ◇

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）	648
○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	651

○個人情報業務届出書の公表について (法制契約課)	652
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (法制契約課)	655
○那覇市営住宅等指定管理者募集について (市営住宅課)	658

◇消防局訓令◇

○那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令	660
○那覇市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	664

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	666
○那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	668
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	669
○那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程	673

◇上下水道局告示◇

○令和 3 年度水道メーターの賠償額について	676
------------------------------	-----

◇教育委員会規則◇

○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	678
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	680

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示	682
--	-----

条 例

那覇市条例第33号
令和3年3月31日
公 布 済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 [略]</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収す</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 [略]</p>

べき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

(退職所得申告書)

第53条の9 [略]

2 [略]

(環境性能割の税率)

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

(退職所得申告書)

第53条の9 [略]

2 [略]

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) [略]

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の

第81条の4 [略]

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) [略]

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の

条例で定める割合は、3分の2とする。	条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	
24 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
25~26 [略]	24~25 [略]
(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定

第7条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ

ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法

律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資

律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資

産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 [略]

- 2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項において準用する

産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 [略]

- 2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項におい

場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガ

て準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガ

ソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 [略]

ソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 [略]

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣

<p>の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第21条 [略]</p>	<p>の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
--	--

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[第48条の改正規定 別記]</p> <p>[第50条の改正規定 別記]</p> <p>[第52条の改正規定 別記]</p> <p>[付則第1条の3の改正規定 別記]</p> <p>[備考 別記]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>[第48条の改正規定 別記]</p> <p>[第50条の改正規定 別記]</p> <p>[第52条の改正規定 別記]</p> <p>[付則第1条の3の改正規定 別記]</p> <p>[備考 別記]</p>
<p>備考 下線の有無にかかわらず、改正前の欄中改正規定及び備考の規定の全部を、それぞれ対応する改正後の欄中改正規定及び備考の規定に改める。</p>	

[改正前 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項に規定する申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項に規定する申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条

第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項にお

第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減

いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子

額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

9 法第321条の8第52項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項の納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出

又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

[改正後 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第4

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項に規定する申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項に規定する申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、

- 8条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がそ
- 控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限

の提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が

前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が

その提出期限前に提出されたときは、
当該修正申告書の提出期限)までの期
間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事

その提出期限前に提出されたときは、
当該修正申告書の提出期限)までの期
間

8 [略]

9 法第321条の8第60項の特定法人である

内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」とい

項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな

う。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項の納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな

なければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

なければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

[改正前 別記]

[第50条の改正規定]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(同条第35項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」と

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))

いう。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

[改正後 別記]

[第50条の改正規定]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(同条第35項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)

出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき

の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民

市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

[改正前 別記]

[第52条の改正規定]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2～3 [略]

4 法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2～3 [略]

の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

[改正後 別記]

[第52条の改正規定]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2 [略]

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2 [略]

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額

について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過

る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

[改正前 別記]

[付則第1条の3の改正規定]

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当

出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

[改正後 別記]

[付則第1条の3の改正規定]

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告

する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの休日の翌日)をいう。

書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの休日の翌日)をいう。

[改正前 別記]

[備考]

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正後 別記]

[備考]

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の那覇市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引によ

り引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和3年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。

那覇市条例第34号
令和3年3月31日
公 布 済

那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(那覇市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理</p>

<p>由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</u></p>	<p>由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)</u>の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第35号
令和3年3月31日
公 布 済

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 [略]</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 [略]</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80</p>

条第1項、第2項及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」

条第1項から第3項まで及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等

<p>と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>イサービス</u>とあるのは「<u>指定通所支援</u>」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	
--	--

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>(旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス支援</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p> <p>(旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市条例第36号
令和3年3月31日
公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖繩振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、こ</p>	<p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖繩振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、こ</p>

れを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において

れを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において

「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号若しくは第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合

「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術

計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

規 則

那霸市規則第7号
令和3年3月26日
公 布 済

那霸市動物の愛護及び管理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市動物の愛護及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び那覇市動物の愛護及び管理に関する条例(令和3年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(飼い犬飼養標の掲示)

第2条 条例第8条第5号の規定による掲示は、飼い犬飼養標により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第11条第3項及び第19条第2項の証明書は、身分証明書とする。

(犬又は猫の引取りの申請)

第4条 法第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取りの申請は、犬・猫引取申請書により行うものとする。

2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りの申請は、所有者不明犬・猫引取申請書により行うものとする。

(負傷動物の発見の届出)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による収容を行うときは、当該犬、猫等を発見した者に負傷動物発見届を提出させるものとする。

(犬、猫等の返還の申請)

第6条 法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに条例第11条第1項及び第13条第1項の規定による収容又は引取りをされた犬、猫等の返還の申請は、犬・猫等返還申請書により行うものとする。

(犬、猫等の譲渡の申請)

第7条 条例第15条の規定による譲渡の申請は、市長が定めるところにより行うものとする。

(事故発生時の届出)

第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、事故発生届により行うものとする。

(措置命令)

第9条 条例第18条の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

（動物愛護管理員）

第10条 条例第22条第1項の動物愛護管理員は、動物愛護管理員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

（様式）

第11条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
飼い犬飼養標	第2条
身分証明書	第3条
犬・猫引取申請書	第4条第1項
所有者不明犬・猫引取申請書	第4条第2項
負傷動物発見届	第5条
犬・猫等返還申請書	第6条
事故発生届	第8条
措置命令書	第9条
動物愛護管理員証	第10条

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（那覇市飼い犬条例施行規則及び那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 那覇市飼い犬条例施行規則(昭和49年那覇市規則第7号)

(2) 那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成24年那覇市規則第65号)

（経過措置）

- 3 この規則の施行後においてもなお当分の間、那覇市飼い犬条例施行規則及び那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の廃止前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市規則第8号
令和3年3月26日
公 布 済

那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市自転車等の放置防止に関する条例(令和3年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の公示)

第2条 条例第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重点区域(条例第9条第1項の自転車等放置防止重点区域をいう。次号及び第3号において同じ。)の名称
- (2) 重点区域の区域図
- (3) 重点区域の効力発生年月日(条例第10条第1項及び第2項の規定の適用を開始する日をいう。)
- (4) 放置自転車等に対する措置

(指導の方法)

第3条 条例第10条第1項の規定による指導は、口頭等により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による指導は、警告シール等の放置自転車等への貼付け等により行うものとする。

(条例第10条第4項の規則で定める期間)

第4条 条例第10条第4項の規則で定める期間は、同条第3項の規定による指導を行った日から起算して6日とする。

(台帳への記録)

第5条 市長は、条例第10条第2項又は第4項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)に関し必要な事項を台帳に記録するものとする。

(保管自転車等の公示)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、保管自転車等に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 放置されていた場所
- (2) 保管を開始した年月日
- (3) 標識番号(地方税法(昭和25年法律第226号)第463条の18第3項に規定する標

識に表示する番号をいう。)、防犯登録番号(条例第7条第1項の防犯登録に係る登録番号をいう。)その他の特定に必要な事項

- (4) 返還を行う場所及び日時
 (5) その他市長が必要と認める事項
 (返還のための措置)

第7条 市長は、保管自転車等の所有者について調査し、その所有者が明らかになったときは、速やかに、当該所有者に対して当該保管自転車等を引き取るよう通知するものとする。

(条例第12条第2項前段の規則で定める期間)

第8条 条例第12条第2項前段の規則で定める期間は、30日とする。

(返還の手続)

第9条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等又は条例第12条第2項前段に規定する売却代金の返還を受けようとするときは、その氏名及び住所並びに当該保管自転車等の利用者等であることを証するものを提示しなければならない。

2 条例第13条第1項(同条第3項により適用する場合を含む。)の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

区分	金額(1台につき)
原動機付自転車	4,000円
自転車	1,000円

備考

- 1 「原動機付自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

- 2 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

那覇市規則第9号
令和3年3月26日
公 布 済

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則(平成12年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項の規定により事業を利用しようとする者は、高齢者在宅生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の<u>申請</u>があったときは、内容を審査し、利用の可否、利用時間、利用回数等を決定し、その旨を<u>高齢者在宅生活支援事業利用(可否)決定通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用期間の更新)</p> <p>第4条 <u>条例第4条第2項に規定する利用期間の更新を受けようとする者は、高齢者在宅生活支援事業利用期間更新申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の<u>申請</u>があったときは、その内容を審査し、<u>利用期間の更新の可否を決定し、その旨を高齢者在宅生活支援事業利用期間更新(却下)決定通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用の停止等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する利用の停止等を決定した<u>場合</u>、その旨を<u>高齢者在宅生活支援事業利用停止(制限・取消)通知書</u>により利用者に通知するものとする。</p> <p>第6条～第8条 [略]</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 <u>条例第4条本文の許可を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の<u>申請書の提出</u>があったときは、内容を審査し、利用の可否、利用時間、利用回数等を決定し、その旨を<u>書面</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 <u>条例第4条ただし書の規則で定める高齢者在宅生活支援事業は、前条第2項第4号に掲げる事業とする。</u></p> <p>(利用の停止等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する利用の停止等を決定した<u>ときは</u>、その旨を<u>書面</u>により利用者に通知するものとする。</p> <p>第5条～第7条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 [略]</p>
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市規則第10号
令和3年3月26日
公 布 済

那霸市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質の基準)</p> <p>第7条 条例別表第1第6項第3号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準並びに条例別表第2第1項第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 条例別表第1第6項第3号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。</p> <p>[表 別記]</p>	<p>(水質の基準)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>[表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第7条第1項の表]

事項	検査方法	基準
1～2 [略]		
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	[略]
4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	[略]

[改正後 別記]

[第7条第1項の表]

事項	検査方法	基準
1～2 [略]		
3 水素イオン濃度	ガラス電極法	[略]
4 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	全有機炭素の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	[略]

[改正前 別記]

[第7条第2項の表]

事項	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 [略]		
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	[略]

[改正後 別記]

[第7条第2項の表]

事項	検査方法	基準
1 [略]		

2 全有機炭素の量 又は過マンガン 酸カリウム消費 量	全有機炭素の量にあつては全有 機炭素計測定法、過マンガン酸カ リウム消費量にあつては滴定法	全有機炭素の量にあつては1リッ トル中8ミリグラム以下、過マン ガン酸カリウム消費量にあつて は1リットル中25ミリグラム以下 であること。
3 [略]		
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	[略]

那霸市規則第11号
令和3年3月26日
公 布 済

那霸市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

那覇市公衆浴場法施行細則(平成24年那覇市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質の基準)</p> <p>第7条 条例別表第1第1項第9号の規則で定める基準並びに条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。</p> <p>[表 別記]</p>	<p>(水質の基準)</p> <p>第7条 条例別表第1第1項第12号の規則で定める基準並びに条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>[表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第7条第1項の表]

事項	検査方法	基準
1～2 [略]		
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	[略]
4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	[略]

[改正後 別記]

[第7条第1項の表]

事項	検査方法	基準
1～2 [略]		
3 水素イオン濃度	ガラス電極法	[略]
4 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	全有機炭素の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	[略]

[改正前 別記]

[第7条第2項の表]

事項	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 [略]		
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	[略]

[改正後 別記]

[第7条第2項の表]

事項	検査方法	基準
1 [略]		
2 全有機炭素の量	全有機炭素の量にあつては全有	全有機炭素の量にあつては1リッ

又は過マンガン酸カリウム消費量	機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	トル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
3	[略]	
4	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 [略]

那覇市規則第12号
令和3年3月26日
公 布 済

那覇市公契約条例検討審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公契約条例検討審議会規則を廃止する規則

那覇市公契約条例検討審議会規則(平成30年那覇市規則第47号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市規則第13号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	[略]
環境部	環境政策課	[略]		
	廃棄物対策課	課長		
	クリーン推進課	[略]		
	[略]			
[略]				
健康部	国民健康保険課	[略]		
	特定健診課	課長		
	保健所	[略]		
[略]				

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	[略]
環境部	環境政策課	[略]		
	クリーン推進課	[略]		
	[略]			
[略]				
健康部	国民健康保険課	[略]		
	保健所	[略]		
[略]				

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 平和交流・男女参画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>鏡水ふれあい会館及びともかぜ振興会館に関すること。</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>
<p>(環境部における課の分掌事務)</p> <p>第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>屋上及び壁面緑化に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>(環境部における課の分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。</u></p> <p>(7) <u>ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。</u></p> <p>(9) <u>一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。</u></p> <p>(10) <u>産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。</u></p> <p>(11) <u>排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。</u></p> <p>(13) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく</u></p>

2 廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (3) ごみ減量及び資源化に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関すること。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。

3～5 [略]

許可等に関すること。

- (14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

2～4 [略]

<p>(福祉部における課の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 保護管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。</u></p> <p>5 保護第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>6 保護第二課の分掌事務は、<u>生活保護法の実施に関すること</u>とする。</p> <p>7 保護第三課の分掌事務は、<u>生活保護法の実施に関すること</u>とする。</p>	<p>(福祉部における課の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 救護施設等の設置の認可等に関すること。</u></p> <p><u>(12) 無料低額宿泊所に係る届出等に関すること。</u></p> <p><u>(13) 日常生活支援住居施設の認定等に関すること。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>6 保護第二課の分掌事務は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 生活保護法の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。</u></p> <p>7 保護第三課の分掌事務は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 生活保護法の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。</u></p>
<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康部の保健所に属する課の分掌事務は<u>第4項から第7項まで</u>、同部の保健所以外に属する課の分掌事務は<u>次項及び第3項</u>に定める事務とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>特定健診課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 特定健康診査及び特定保健指導に</u></p>	<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康部の保健所に属する課の分掌事務は<u>第3項から第6項まで</u>、同部の保健所以外に属する課の分掌事務は<u>次項</u>に定める事務とする。</p> <p>2 [略]</p>

<p><u>関すること。</u> <u>(2) 国民健康保険の保健事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>4</u> [略] <u>5</u> 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4)～(11)</u> [略] <u>6～7</u> [略] [別表 別記]</p>	<p><u>3</u> [略] <u>4</u> [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 特定健康診査及び特定保健指導に</u> <u>関すること。</u> <u>(5) 国民健康保険の保健事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>(6)～(13)</u> [略] <u>5～6</u> [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 表の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を削る。 	

[改正前 別記]
別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		企画調整課	経営戦略室
		[略]	
[略]			
環境部		環境政策課	
		廃棄物対策課	
		クリーン推進課	[略]
		[略]	
[略]			

健康部		国民健康保険課	
		特定健診課	
	保健所	保健総務課	
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		企画調整課	経営戦略室
			デジタル化推進室
		[略]	
[略]			
環境部		環境政策課	
		クリーン推進課	[略]
		[略]	
[略]			
健康部		国民健康保険課	
	保健所	保健総務課	
		[略]	
[略]			

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第6(第7条関係)			別表第6(第7条関係)		
勤務箇所	現業職員	調整額	勤務箇所	現業職員	調整額
廃棄物対策課	[略]		環境政策課	[略]	
[略]			[略]		
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。					

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市規則第14号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

種別	服制
[略]	
調査作業服	[略]
短靴	[略]
[略]	

図

[略]

調査作業服

[略]

消防手帳

[略]

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

種別	服制	
[略]		
調査作業服	[略]	
ポロシャツ	色又は地質	濃紺の合成繊維とし、オレンジ色を配する。
	製式	前後面 半袖とし、背面上部に那覇市消防局、その下部にNA HA FIRE DEPARTMENTの文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
	ワッペン	左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテ-

		プで付ける。
短靴		[略]
[略]		

☒
[略]
[略]

調査作業服

ポロシャツ

前面



後面



消防手帳

[略]

那霸市規則第15号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>会計年度任用職員の採用等</u>)</p> <p><u>第3条の2 会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の選考に当たっては、公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</u></p> <p><u>(1) 再度任用を行う場合において、面接、前年度におけるその者の勤務成績の評価等により、能力の実証を行うことができる</u>と任命権者が認めるとき。</p> <p><u>(2) 公募を行った結果、応募者がいなかった場合</u></p> <p><u>(3) 公募による選考の結果、当該公募に係る職についての適性を有すると任命権者が認める者がいなかった場合又は採用を辞退した場合</u></p> <p><u>(4) 職務の性質又は採用の緊急性により、公募により難いと任命権者が認める場合</u></p> <p><u>3 前項第1号の「再度任用」とは、次に掲げる事由のいずれにも該当する場合の採用をいう。</u></p> <p><u>(1) 会計年度任用職員をその任期の末日まで任用し、同日の翌日に採用するもの(市長が特に認める場合を含む。)であること。</u></p> <p><u>(2) 前号の採用に係る職が当該採用前の任用に係る職と同一と認められるものであること。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の規定による公募によらな</u></p>	

い再度任用は、次に掲げる要件を満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第2項第1号の能力の実証の結果が良好であること。

(2) 再度任用を行う年度の前年度において、法第29条及び那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の規定による懲戒処分を受けていないこと。

5 第2項第1号の規定による公募によらない再度任用は、2回を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、4回を上限として、任命権者が別に定める。

(1) 特定の資格又は免許を必要とする職に採用する場合

(2) 専門的な知識、技能及び経験を必要とする職に採用する場合

(3) その他市長が特に必要と認める場合

(昇任等)

第4条 [略]

2 第3条及び前項の競争試験及び選考を行うため、那覇市職員試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 [略]

(会計年度任用職員の条件付採用期間の延長)

第6条の2 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同条第3項中「1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。この場合において、同条第2項の規定は、適用しない。

(昇任等)

第4条 [略]

2 前条及び前項の競争試験及び選考を行うため、那覇市職員試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 [略]

(会計年度任用職員の採用等)

第9条の2 会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の採用は、第3条の規定にかかわらず、選考によるものとする。

- 2 前項の選考に当たっては、職務の内容、任期及び給与、勤務時間その他の勤務条件を明らかにして公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募を行わないことができる。
- (1) 採用しようとする年度の前年度に設置されていた職に任用されていた者を当該職と職務の内容が同一であると認める職への採用に係る選考の対象とする場合において、同年度におけるその者の勤務実績等により、能力の実証を行うことができると認めるとき。
- (2) 公募を行った結果、応募者がいなかった場合
- (3) 公募による選考の結果、当該選考に係る職についての適性を有すると認める者がいなかった場合
- (4) 選考の結果、当該選考に係る職についての適性を有すると認めた者が採用を辞退した場合
- (5) その他職務の性質等により、公募により難いと認める場合
- 3 前項第1号の規定により公募を行わない選考においては、次に掲げる要件を満たす者に限り採用するものとする。
- (1) 前項第1号の能力の実証の結果が良好であること。
- (2) 採用しようとする年度の前年度において、法第29条及び那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の規定による懲戒処分を受けていないこと。
- 4 前項の規定による採用は、2回を上限とする。ただし、次の各号に掲げる職のいずれかに採用する場合は、4回を上限とすることができる。
- (1) 特定の資格又は免許を必要とする職
- (2) 専門的な知識、技能及び経験を必要

	<p style="text-align: center;"><u>とする職</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要と認める職</u></p> <p>5 <u>会計年度任用職員に対する第6条の規定の適用については、同条第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同条第3項中「1年」とあるのは「当該職員の任期の末日」とする。この場合において、同条第2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第16号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申立て)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が<u>記名押印して</u>、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>7 障害補償年金は、付則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金</p>	<p>(審査の申立て)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が<u>記名して</u>、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>7 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)</u>における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金</p>

の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 遺族補償年金は、付則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日)の属する月(条例付則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例付則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項及び付則第18項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達

の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 [略]

するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第7項、第8項、第14項及び第15項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

那覇市規則第17号
令和3年3月29日
公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第39条の2 条例第19条第4項の規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号。以下「分限条例」という。)第4条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第39条の4 [略]</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、分限条例第4条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第39条の2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号。以下「分限条例」という。)第4条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第39条の4 [略]</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、分限条例第4条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者</p>

同行休業をし、又は法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 [略]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
廃棄物対策課	[略]	
[略]		

同行休業をし、又は法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合及び次項に規定する場合を除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 [略]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
環境政策課	[略]	
[略]		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の2第1項第3号及び第39条の4第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされ、那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)第4条の規定により休職にされ、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第2条第3項に規定する職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、地方公務員法第26条の5第1項の自己啓発等休業をし、同法第26条の6第1項の配偶者同行休業をし、又は同法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされた職員に係る那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第19条第4項の規則で定める事由及び支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

那覇市規則第18号
令和3年3月29日
公 布 済

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則

那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(かし担保責任)</p> <p>第53条 普通財産を譲与し、売り払い、又は交換するときは、当該財産の引渡しがあった後に相手方が数量の不足その他隠れたかしを発見しても売買代金又は交換差金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないようにするものとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(契約不適合責任)</p> <p>第53条 普通財産を譲与し、売り払い、又は交換する場合において、相手方(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者を除く。)は、引き渡された当該普通財産が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売払代金若しくは交換差金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第19号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則(平成11年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例(平成11年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第7条規定に基づき条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の実施方法)</p> <p>第2条 市長は、<u>条例第4条に規定する事業を、</u>予算の範囲内において、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>犯罪・事故等の防止を呼びかける広報活動(広報紙掲載、チラシ等の配布、広報車による広報等)及び啓発活動(啓発用ビデオソフトの貸出し等)</u></p> <p>(2) <u>自治会、通り会、PTA等の市民団体がパトロール活動を行う際の軽易な装備品(腕章、懐中電灯等)の支給</u></p> <p>(3) <u>必要と認める場合の保安灯の設置助成</u></p> <p>(申請等)</p> <p>第3条 <u>前条第1号に規定する啓発用ビデオソフトの貸出し等及び同条第2号に規定する装備品の支給を受けようとする者は、</u>市長に申請するものとする。</p> <p>2 <u>前条第3号の規定による保安灯の設置助成を受けようとする者は、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるところにより、</u>市長に申請するものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、<u>諾否について</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例(平成11年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)の<u>施行に関し、</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の実施方法)</p> <p>第2条 <u>条例第4条第1項に掲げる事業は、</u>予算の範囲内において、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>犯罪の防止に関する広報その他の啓発活動</u></p> <p>(2) <u>自治会、PTAその他地域住民が組織する団体が行うパトロール活動に必要な物品の支給</u></p> <p>(3) <u>保安灯又は防犯カメラの設置等(市長が必要と認めるものに限る。)に要する費用の補助</u></p> <p>(申請)</p> <p>第3条 <u>前条第2号に規定する物品の支給を受けようとする者は、</u>市長に申請するものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第4条 市長は、前条の<u>規定による</u>申請があったときは、申請の内容を審査し、<u>その</u></p>

<p>申請者に通知するものとする。 (協議会の協議事項)</p> <p>第5条 協議会(条例第5条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び協議する。</p> <p>(1) <u>犯罪、事故等の現状把握</u>に関すること。 (2)～(5) [略]</p> <p>2 <u>協議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。</u> (その他)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p><u>結果を</u>申請者に通知するものとする。 (協議会の担当事務)</p> <p>第5条 協議会(条例第5条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)が担任する同条第2項に規定する安全で住みよいまちづくりに関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>犯罪の発生の状況</u>に関すること。 (2)～(5) [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号
令和3年3月29日
公 布 済

那覇市小児慢性特定疾病審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市小児慢性特定疾病審査会規則の一部を改正する規則

那覇市小児慢性特定疾病審査会規則(平成25年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第5条 審査会の会議は、市長が招集する。</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>(会長)</p> <p>第5条 審査会に会長を置き、委員の互選でこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 特定の事項の審査(児童福祉法第19条の3第4項の審査を除く。)をさせるため、必要に応じ、審査会に部会を置くことができる。</p> <p>2 前項の部会に属すべき委員は、審査会の議を経て会長が指名する。</p> <p>3 審査会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、第1項の部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</p> <p>4 児童福祉法第19条の3第4項の審査をさせるための部会の設置及び運営に関し必要な事項は、審査会が定める。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市規則第21号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 フルタイム職員に採用された者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、経験年数を有するときに係る当該フルタイム職員の号給については、前条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による号給の号数に、当該経験年数(直近の3会計年度以内の経験年数を限度とする。)の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(同一の職種及び区分で引き続いた在職期間を有する者等の号給)</p> <p>第6条 前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(当該前会計年度における職と別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者を除き、市長が特に認める者を含む。)の号給については、第4条の規定にかかわらず、毎年4月1日において、<u>当該採用の前年度において定められた号給の号数に、次の各号に掲げる経験年数(直近の5会計年度までのものを限度とする。)の区分ごとに、それぞれその月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数</u></p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 フルタイム職員に採用された者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、経験年数を有するときに係る当該フルタイム職員の号給については、前条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による号給の号数に、当該経験年数(当該採用の日の属する年度及び直近の3会計年度以内の経験年数を限度とする。)の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給<u>(市長が定める職員については、当該号給の号数に3を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給)</u>とすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(同一の職種及び区分で引き続いた在職期間を有する者等の号給)</p> <p>第6条 前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(当該前会計年度における職と別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者を除き、市長が特に認める者を含む。)の号給については、第4条の規定にかかわらず、毎年4月1日<u>(市長が特に認める者については、市長が定める日)において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とすることができる。</u></p>

を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) フルタイム職員として勤務した月からなる経験年数 4

(2) 任用職員としての所定の勤務時間が1週間当たり30時間以上38時間45分未満である月からなる経験年数 3

(3) 任用職員としての所定の勤務時間が1週間当たり30時間未満である月からなる経験年数 市長が定める数

付 則

(新たに任用職員となった者の号給)

3 [略]

(1) 当該採用の前会計年度まで5会計年度以上連続してこの条の規定の適用を受けた者(当該期間中に前条第1項の規定の適用を受けた者を除く。) 当該採用の前会計年度において定められた号給(当該号給が2以上あるときは、直前に定められた号給。次号及び第3号において同じ。)

(2) 前号に掲げる者以外の者であつて、当該採用の前会計年度における経験年数の月数が12月であるもの(当該経験年数の期間を通じて次に掲げる任用職員の区分及び別表第2の区分の欄の区分を同じくして在職していた者に限る。) 当該採用の前会計年度において定められた号給の号数に、当該前会計年度における次に掲げる任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数を加えて得た数を号数とする号給

ア フルタイム職員 4

イ パートタイム職員(所定の勤務時間が1週間当たり30時間以上38時間45分未満であつた者に限る。) 3

ウ パートタイム職員(所定の勤務時間が1週間当たり30時間未満であつた者に限る。) 市長が定める数

(3) 前2号に掲げる者以外の者 当該採用の前会計年度において定められた号給の号数に4を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給

付 則

(新たに任用職員となった者の号給等)

3 [略]

5 第3項の規定により号給を決定された者についての第6条第1号の規定の適用については、同号中「前条第1項」とあるのは、

5 [略]	<u>「前条第1項又は付則第3項」とする。</u> 6 [略]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

那霸市規則第22号
令和3年3月29日
公 布 済

那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第4条 任命権者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「週休日の振替」という。)又は<u>勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「勤務時間の割り振り変更」という。)</u>ができる。</p> <p>2 週休日の振替及び勤務時間の割り振り変更については、<u>前項</u>に定めるもののほか、常勤職員の例による。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇(以下「年休」という。)は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる任用職員の区分に応じて、当該</p>	<p>(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第4条 任命権者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(第3項において「週休日の振替」という。)ができる。</p> <p><u>2 任命権者は、前項に規定する場合(フルタイム職員に勤務することを命ずる必要がある場合に限る。)</u>において、<u>勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「勤務時間の割り振り変更」という。)</u>ができる。</p> <p>3 週休日の振替及び勤務時間の割り振り変更については、<u>前2項</u>に定めるもののほか、常勤職員の例による。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 [略]</p>

<p>各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 <u>1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(引き続きいた在職期間に係る各会計年度における任期の定め合計が10月未満の者を除き、市長が特に認める者を含む。) <u>1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続きいた在職期間として市長が認める期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあつては、0))</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 <u>別表第1の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数(1週間ごとの勤務日の日数が同一でない任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任期の区分ごとに定める日数</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(引き続きいた在職期間に係る各会計年度における任期の定め合計が10月未満の者を除き、市長が特に認める者を含む。) <u>別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数(1週間ごとの勤務日の日数が同一でない任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続きいた在職期間として市長が認める期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあつては、0))</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から72 日まで	
任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	2日
	4月を超え6月以下	5日	3日	3日	2日	1日
	2月を超え4月以下	3日	2日	2日	1日	0日
	1月を超え2月以下	1日	1日	1日	0日	0日

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	任期			
		6月を超え1年以下	4月を超え6月以下	2月を超え4月以下	1月を超え2月以下
5日以上	217日以上	10日	5日	3日	1日
4日	169日から216日まで	7日	3日	2日	1日
3日	121日から168日まで	5日	3日	2日	1日
2日	73日から120日まで	3日	2日	1日	0日
1日	48日から72日まで	2日	1日	0日	0日

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から72 日まで	
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務 日の日数	1年間の勤務 日の日数	継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数					
		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以上
5日以上	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日 から 216日まで	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日 から 168日まで	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120 日まで	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72 日まで	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考 [略]

訓 令

那覇市訓令第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日
公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
人事課	[略]	
	臨時職員及び非常勤職員の採用及び辞職の承認に関すること。	[略]
	附属機関の委員等の任免に関すること。	副市長
	営利企業等の従事許可に関すること。	[略]
[略]		
環境政策課	[略]	
	ISO14001の総括及び推進に関すること。	[略]
廃棄物対策課	一般廃棄物の処理実施計画の決定に関すること。	部長
	ごみ減量・資源化の推進に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画作成等の指導及び報告に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表に関すること。	部長
	一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の指導に関すること。	課長
	産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。	部長

	廃棄物処理業の許可証及び検査証の再交付及び還付に関すること。	課長
	使用済自動車の再資源化等に係る許可等に関すること。	部長
	廃棄物の適正処理に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
	廃棄物の適正処理に係る命令及び処分に関すること。	部長
クリーン推進課	[略]	
	[略]	
国民健康保険課	[略]	
特定健診課	特定健康診査等実施計画に関すること。	部長
	特定健康診査等実績報告に関すること。	課長
こども政策課	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
	[略]	
人事課	[略]	
	臨時職員及び非常勤職員の採用及び辞職の承認に関すること。	[略]
	営利企業等の従事許可に関すること。	[略]
	[略]	
	[略]	
環境政策課	[略]	
	ISO14001の総括及び推進に関すること。	[略]
	ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画作成等の指導及び勧告に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表等に関すること。	部長
	廃棄物の適正処理に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
	浄化槽清掃業に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
	使用済自動車の再資源化等に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
	建築工事に係る資材の再資源化等に係る報告徴収及び立入検査に関すること。	課長
クリーン推進課	[略]	
	[略]	

国民健康保 険課	[略]
こども政策 課	[略]
[略]	

那霸市訓令第 2 号
令和 3 年 3 月 29 日
公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 城 間 幹 子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1	納税課、市民税課及び資産税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
2	市民生活安全課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
4～5 [略]			
6	文化財課に勤務する職員	那覇市歴史博物館 [略]	日曜日から土曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1)～(2) [略] [略]

		[略]
7	商工農水課に勤務する職員のうち那覇市伝統工芸館に勤務するもの	[略]
8	地域保健課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]
9～13 [略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1	納税課、市民税課及び資産税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
2	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
3～4 [略]			
5	文化財課に勤務する職員	那覇市歴史博物館	日曜日から土曜日まで (1)～(2) [略]
		[略]	[略]
6	商工農水課に勤務する職員のうち那覇市伝統工芸館に勤務するもの	[略]	
7	環境衛生課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	4週につき8日所属長が指定する日	日曜日から土曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
8	地域保健課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
9～13 [略]			

那霸市訓令第3号
令和3年3月29日
公 表 済

那霸市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第6章 [略]</p> <p>付則 (定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) LGWAN電子文書交換システム 国の各府省と総合行政ネットワーク(<u>Local Government Wide Area Network</u>をいう。)参加団体との間で、電子的な公文書に電子署名を付与し、交換を行うためのシステムをいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(文書取扱の原則)</p> <p>第4条 文書は、正確、迅速かつ丁寧に取扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理しなければならない。</p> <p>(複数の課に係する文書)</p> <p>第13条 文書の内容が複数の課に係するときは、関係の最も深い課を主管課とする。<u>この場合において、主管課は、他の関係する課に対し、当該文書を供覧し、又はその写しを送付する等の措置をとらなければならない。</u></p> <p>(決裁区分)</p>	<p>目次 第1章～第6章 [略] <u>第7章 雑則(第50条)</u></p> <p>付則 (定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) LGWAN電子文書交換システム 国の各府省と総合行政ネットワーク参加団体との間で、電子的な公文書に電子署名を付与し、交換を行うためのシステムをいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(<u>文書取扱いの原則</u>)</p> <p>第4条 文書は、正確、迅速かつ丁寧に取扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理し、<u>及び管理</u>しなければならない。</p> <p>(複数の課に係する文書)</p> <p>第13条 文書の内容が複数の課に係するときは、関係の<u>度合いが最も深い課を</u>主管課とする。<u>ただし、関係の度合いが同一又は不明確であるときは、文書の内容が記載された部分において、最初に記載されている事項を所管する課を</u>主管課とする。</p> <p>2 <u>前項に規定する主管課は、他の関係する課に対し、当該文書について、供覧、写しの送付等の措置をとらなければならない。</u></p> <p>(決裁区分)</p>

第19条 起案文書は、事務決裁規程及び那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の定めるところにより処理しなければならない。

(合議)

第21条 起案文書の内容が、他の部課の所管事務に関係する場合又はその執行について他の部課の同意を必要とする場合は、当該部課に合議するものとし、その取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 部内の他課又は他部に合議すべき文書は、決裁する直前の決定者を経て他課又は他部に合議するものとする。

(3) 合議を受けたときは、すみやかに決定するよう努め、合議事項に関し異議があるときは主管の部課長と協議し、なお意見が一致しないときは、上司の指示を受けること。

(文書記号及び文書番号)

第29条 [略]

2～3 [略]

4 同一事案に属する文書は、当該事案が完結するまで当該番号に枝番号を付するものとする。ただし、年度内に完結しない事案については、翌年度における当該事案に関する文書の施行又は収受の際、新

第19条 起案文書は、事務決裁規程の定めるところにより処理しなければならない。

(合議)

第21条 [略]

(1) [略]

(2) 市長の決裁又は副市長の専決により処理される文書は、部内の他課に合議すべき文書にあつては主管課長、他部に合議すべき文書にあつては主管部長を経て合議すること。

(3) 政策統括調整監、部長、副部長又は課長の専決により処理される文書は、専決者の直前の決定者(政策統括調整監又は部長の専決により処理される文書で部内の他課に合議すべきものについては、主管課長)を経て合議すること。

2 合議を受けた部課は、合議を受けた内容に関し、速やかに決定するよう努めるものとする。

3 合議を受けた部課は、合議された内容に関し異議があるときは、主管部長又は主管課長と協議するものとする。この場合において、協議してもなお意見が一致しないときは、上司の指示を受けるものとする。

(文書記号及び文書番号)

第29条 [略]

2～3 [略]

4 文書が一定期間継続する同一の事案に属するとき、又は同種の文書を多数発送するときの番号は、当該番号に枝番号を付することができる。ただし、年度内に完結しないものについては、翌年度にお

<p>たに番号を付するものとする。</p> <p>5 [略] (例規文書等の取扱い)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 指令、達及び通達は、総務課備付けの指令簿、達簿又は通達簿により番号を付さなければならない。</p> <p>3～4 [略] (文書の廃棄)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ける文書の<u>收受又は発送</u>の際、新たに番号を付するものとする。</p> <p>5 [略] (例規文書等の取扱い)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 指令、達及び通達は、総務課備付けの指令簿、達簿又は通達簿により番号を付さなければならない。<u>この場合において、指令に付する番号の取扱いについては、前条第4項の規定を準用する。</u></p> <p>3～4 [略] (文書の廃棄)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 <u>課長は、保存年限が永年保存に属する文書について、当該文書の保存年限の起算日から20年を経過するごとに、その保存の必要性を精査し、引き続き保存の必要がないと認めるものは、次条の規定により廃棄することができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 雑則</u> (補則)</p> <p>第50条 <u>この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 514 号
令和 3 年 3 月 26 日
掲 示 済

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者の指定について

那覇市松山公園文化交流施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市松山公園文化交流施設
所在地 那覇市久米 2 丁目 29 番 19 号
那覇市久米 2 丁目 30 番 6 号
那覇市松山 1 丁目 17 番 64 号

2 指定管理者となる団体

名 称：一般社団法人 那覇市観光協会
所在地：那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 3 階
代表者：会長 佐久本 武

3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 518 号
令和 3 年 3 月 31 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、令和3年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和3年3月31日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 519 号

令和 3 年 3 月 31 日

掲 示 済

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する告示について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年那覇市告示第433号）の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する告示

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年那覇市告示第433号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、以下のとおり定め、<u>令和2年5月25日</u>から適用する。</p> <p>次の表の第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。</p> <p>[表 別記]</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、以下のとおり定め、<u>令和3年4月1日</u>から適用する。</p> <p>次の表の第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。</p> <p>[表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分</p>	

- を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
〔略〕		
規則 第6条 第1項 第3号	〔略〕	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
〔略〕		

〔改正後 別記〕

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
〔略〕		
規則 第6条 第1項 第3号	〔略〕	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
〔略〕		

那 覇 市 告 示 第 19 号

令 和 3 年 4 月 1 日

掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する
閲覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第252条の36第6項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成25年那覇市規則第55号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和3年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 木戸 秀徳
 - (2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日(那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する休日以外の日の午前8時30分～午後5時15分までとする)
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 20 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者	住 所	委託期間
株式会社 沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城 博	那覇市 西 1 丁目 19 番 7 号	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日

那覇市告示第 21 号
令和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

氏 名	住 所	委 託 期 間
下地 克枝		自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
田中 君枝		自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日

那覇市告示第22号
令和3年4月1日
掲 示 済

市道の路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道
路線を次のように廃止する。

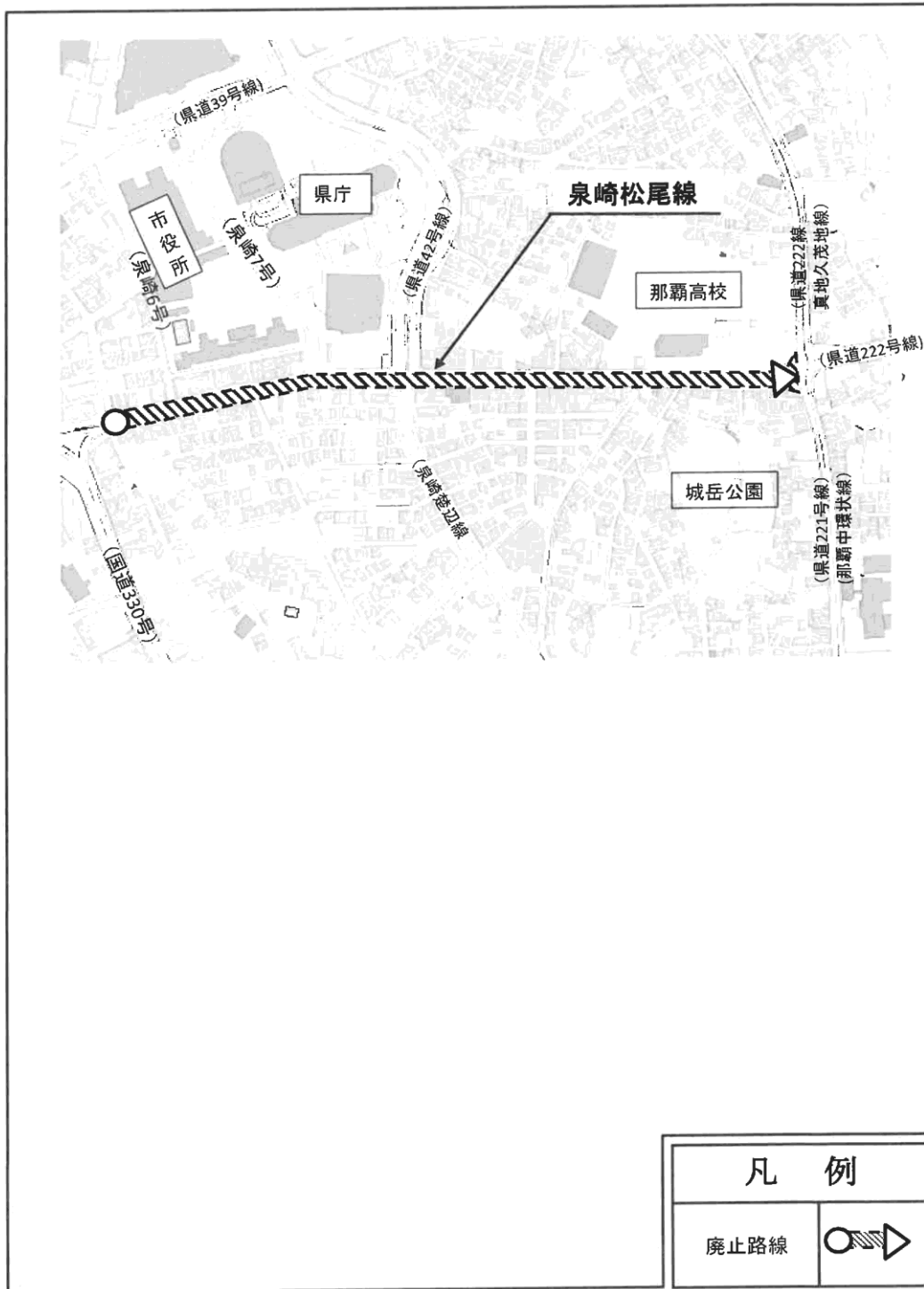
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、
一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
24	泉崎松尾線	泉崎1丁目4番9～松尾1丁目1番	

市道の路線廃止位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 2 3 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市玉陵における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市山川町2丁目61番地17
- 3 受託者の名称 末吉園株式会社
代表取締役 普天間 直利
- 4 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 2 4 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市識名園における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市識名3丁目19番6号
- 3 受託者の名称 有限会社 グリーンアルファ
代表取締役 國吉 明
- 4 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 2 5 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）における観光券入園者にかかる観覧料徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市牧志3丁目2番10号 てんぶす那覇3階
- 3 受託者の名称 一般社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武
- 4 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

那覇市告示第 26 号
令和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料収納事務委託
- 2 受託者の住所 那覇市牧志三丁目2番10号 2階
- 3 受託者の名称 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会
理事 上原 昭男
- 4 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 31 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称
那覇市歴史博物館料金徴収事務委託
- 2 徴収を委託する料金
 - (1) 那覇市歴史博物館を観覧する者から徴収する観覧料
 - (2) 那覇市歴史博物館において販売する書籍の代金
- 3 受託者の住所及び商号
那覇市久茂地1丁目1番1号
株式会社流通アシスト
- 4 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 3 5 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託
について

地方自治法施行令第158条第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西1丁目19番7号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 令和3年4月1日から1年間

那 覇 市 告 示 第 39 号
令 和 3 年 4 月 5 日
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第24条の2第5項及び介護保険法施行規則第34条の6第1項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
所在地：沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西205
2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者：理事長 堀川 美智子
所在地：沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西205
3. 委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
4. 委託する市町村事務の内容
介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務
(照会等事務)
5. 居宅サービス等の提供の有無
無し

那 覇 市 告 示 第 5 4 号
令 和 3 年 4 月 1 5 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 579,345 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,362,096 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

- 第 3 条 既定の債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,364,066	23,191	5,387,257
	1 介護保険料	5,364,066	23,191	5,387,257
3 国庫支出金		6,835,103	△104,416	6,730,687

	1 国庫負担金	4,679,172	△17,500	4,661,672
	2 国庫補助金	2,155,931	△86,916	2,069,015
4 支払基金交付金		7,101,769	△60,671	7,041,098
	1 支払基金交付金	7,101,769	△60,671	7,041,098
5 県支出金		4,275,559	△351,182	3,924,377
	1 県負担金	3,466,341	24,921	3,441,420
	3 県補助金	809,217	△326,261	482,956
6 財産収入		168	1,143	1,311
	1 財産運用収入	168	1,143	1,311
7 繰入金		4,681,401	△97,584	4,583,817
	1 他会計繰入金	4,681,400	△97,584	4,583,816
9 諸収入		2,044	10,174	12,218
	2 雑入	950	10,174	11,124
歳 入 合 計		28,941,441	△579,345	28,362,096

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,280,954	△361,699	919,255
	1 総務管理費	955,579	△310,408	645,171
	2 徴収費	39,303	△1,939	37,364
	3 介護認定審査会費	286,072	△49,352	236,720
2 保険給付費		25,063,112	△120,343	24,942,769
	1 介護サービス等諸費	24,520,161	△113,972	24,406,189
	2 介護予防サービス等諸費	513,515	△8,573	504,942
	3 その他諸費	29,436	2,202	31,638
4 基金積立金		463,727	1,143	464,870

	1 基金積立金	463,727	1,143	464,870
		1,876,498	△98,446	1,778,052
5 地域支援事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,014,302	△91,492	922,810
	2 一般介護予防事業	140,844	△2,690	138,154
	3 包括的支援事業・任意事業費	716,727	△4,264	712,463
歳 出 合 計		28,941,441	△579,345	28,362,096

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1 総務費			194,880
	1 総務管理費		194,880
		地域医療介護施設整備等助成事業	194,880
合 計			194,880

第 3 表 債務負担行為補正

廃止

単位：千円

事項	期間	限度額
特別養護老人ホーム整備補助金（ちやーがんじゅう課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	367,260

那 覇 市 告 示 第 55 号
令 和 3 年 4 月 15 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,297,848 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	金額
1 介護保険料		5,776,087
	1 介護保険料	5,776,087

2 使用料及び手数料		1,953
	1 手数料	1,953
3 国庫支出金		7,056,880
	1 国庫負担金	4,959,326
	2 国庫補助金	2,097,554
4 支払基金交付金		7,448,776
	1 支払基金交付金	7,448,776
5 県支出金		4,204,619
	1 県負担金	3,634,636
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	569,982
6 財産収入		43
	1 財産運用収入	43
7 繰入金		4,807,371
	1 他会計繰入金	4,807,370
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,116
	1 延滞金、加算金及び過料	1,112
	2 雑入	1,004
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
	歳入合計	29,297,848

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		977,771
	1 総務管理費	652,292

	2 徴収費	37,492
	3 介護認定審査会費	287,987
2 保険給付費		26,442,958
	1 介護サービス等諸費	25,878,442
	2 介護予防サービス等諸費	535,208
	3 その他諸費	29,308
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		45
	1 基金積立金	45
5 地域支援事業費		1,859,970
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,002,701
	2 一般介護予防事業費	137,834
	3 包括的支援事業・任意事業費	714,797
	4 その他諸費	4,638
6 諸支出金		17,102
	1 償還金及び還付加算金	17,101
	2 繰出金	1
7 保健福祉事業費		1
	1 保健福祉事業費	1
歳出合計		29,297,848

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
在宅医療・介護連携推進事業(ちゃーがんじゅう課)	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	135,000
特別養護老人ホーム整備補助金(ちゃーがんじゅう課)	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	367,260

那覇市告示第 56 号
令和 3 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
さわやか薬局 開南店	有限会社さわやか薬局	令和3年3月1日～ 令和9年2月28日
那覇市松川442-8		

那 覇 市 告 示 第 5 7 号

令 和 3 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
小禄ホワイト歯科	下地 恵公	令和3年3月15日
那覇市高良3丁目6-1 1階		
福の木診療所	知念 襄二	令和3年3月31日
那覇市首里儀保町2-39		

那 覇 市 告 示 第 5 8 号

令 和 3 年 4 月 1 5 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
安里皮膚科医院		令 和 3 年 4 月 1 日
開 設 者	安 里 豊 (安 里 哲 時)	

那覇市告示第 59 号
令和 3 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
はいさいクリニック (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、 訪問看護、介護予防訪問看護)	令和 2 年 12 月 31 日
那覇市安里 1-8-13 タマキ硝子ビル 5 階	
デイサービスセンター 若狭 (通所介護、介護予防通所介護相当サービス)	令和 3 年 2 月 28 日
那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	
沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所 (福祉用具貸与・販売、特定福祉用具貸与・販売)	令和 3 年 2 月 28 日
那覇市小禄 1 丁目 1 1 - 1	
医療法人陽心会メディカルプラザ大道中央 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和 3 年 2 月 28 日
那覇市字大道 123 番地	

居宅介護支援事業所おもしろ (居宅介護支援)	令和 2 年 7 月 31 日
那覇市銘苅 3 丁目 20 番 22 号	

那 覇 市 告 示 第 60 号

令和 3 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
西波照間 善和	あん摩マッサージ はり・きゅう 柔道整復	令和 3 年 3 月 25 日
訪問鍼灸マッサージ治療院 ちむぐりさ	那覇市古波蔵 2-10-15 メゾン・ドールこくら 2-A	
岩間 竿水	あん摩マッサージ はり・きゅう	令和 3 年 3 月 25 日
訪問マッサージあい	那覇市牧志 3-12-9 メゾンソリス 101	

那 覇 市 告 示 第 61 号
令 和 3 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃 止 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
南 出 こ ず え	ガンジュウ社	平 成 29 年 6 月 4 日
	那 覇 市 古 波 蔵 1-20-32	

公 告

那覇市公告第 654 号
令和 3 年 3 月 25 日
掲 示 済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長 城 間 幹 子

記

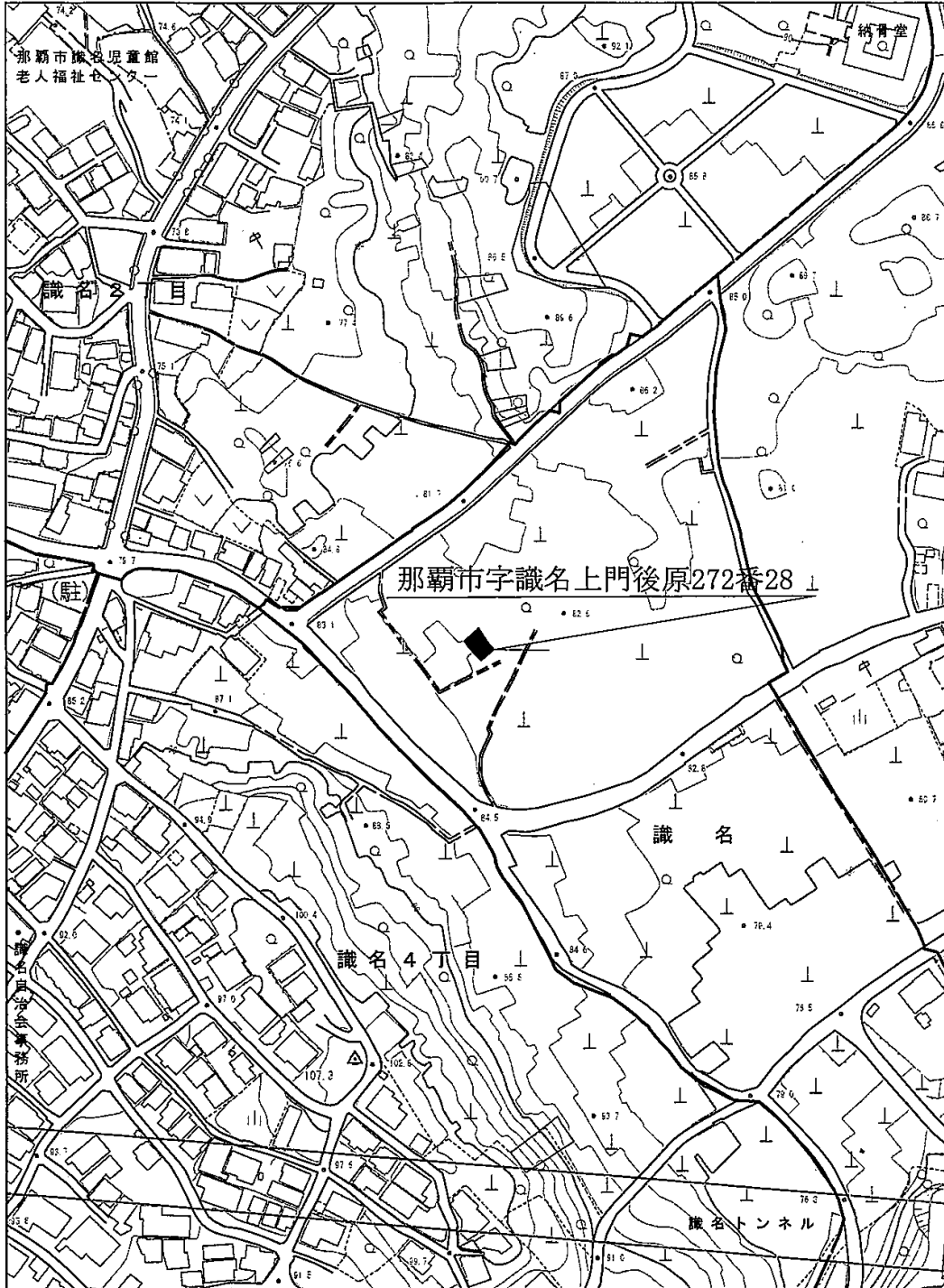
- 1 所 在 地 那覇市字識名 272 番 28
- 2 届出の期日 令和 3 年 9 月 24 日
- 3 届 出 先 那覇市総務部管財課

位 置 図

所在： 那 覇 市 字 識 名 上 門 後 原 272 番 28 (58)



案 内 図 (58)



那 覇 市 公 告 第 4 号
令 和 3 年 4 月 2 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約締結日 令和 3 年 4 月 1 日

- 2 件名、契約相手方の住所及び氏名
件 名：令和 3 年度都市公園維持管理業務委託
契約相手方
住 所：那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
氏 名：公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
理事長 翁長 聡

- 3 契約理由
契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から
提出された見積書の結果による。

契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那 霸 市 公 告 第 8 号
令 和 3 年 4 月 5 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 3 月 2 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 (歴史博物館G) 電話：869-6336			
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市歴史博物館防犯カメラ設置業務			
業 務 の 目 的	那覇市歴史博物館には、国宝である琉球国王尚家関係資料をはじめとする貴重な文化財が多数ある。毀損等が生じた際の原因特定方法を有することにより、犯罪被害の未然防止や、犯罪捜査への必要な協力を可能とし、ひいては不当な容疑等の回避、個人の権利や利益等の保護に配慮することを目的とする。			
個人情報の対象者	那覇市歴史博物館来館者			
業務の開始年月日	令和 3 年 3 月 2 6 日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 性 別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国 籍 <input type="checkbox"/> 本 籍 <input type="checkbox"/> 続 柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職 業 <input type="checkbox"/> 地 位 <input type="checkbox"/> 学 歴 <input type="checkbox"/> 資 格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞 罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収 入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	思想・信条等 <input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容 姿 <input type="checkbox"/> 病 歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(概ね常時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止)変更届出書

令和 3 年 3 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者 上地 英之

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	上下水道部 水道管理課		電話 951-7805
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	工損調査業務 令和3年2月1日		
廃止又は変更の 理由	業務の完了による廃止		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那 霸 市 公 告 第 9 号
令 和 3 年 4 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用)・提供)届出書

令和 3 年 3 月 8 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 国民健康保険課	目的外利用部課 又は提供先	特定健診課
業 務 の 名 称	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業における利用券発券者名簿の付加情報		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年3月8日 <input type="checkbox"/> 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	・令和2年度(令和3年3月現在まで)に利用券発券を受けた40歳から74歳までの国保加入者の次の情報。 【データ項目】 住基番号、② 氏名、③ 生年月日、④ 利用券発券日		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	那覇市国民健康保険条例第6条の2に基づき行っている「はり・きゅう・あん摩等施術助成事業」の施術助成対象となったものの特定健康診査の受診状況を把握し、未受診者に対して特定健康診査の受診勧奨を実施するため。		
届出担当部課	健康部 国民健康保険課	電話	862-4262 内線2505

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用~~・~~提供)届出書

令和 3 年 3 月 15 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	蒲郡市
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提 供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年3月10日 <input type="checkbox"/> 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報等)		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	地方税回収のため(差押え禁止財産特定のため)		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

那 覇 市 公 告 第 2 4 号
令 和 3 年 4 月 1 5 日
掲 示 済

那 覇 市 営 住 宅 等 指 定 管 理 者 募 集 に つ い て

那 覇 市 営 住 宅 等 指 定 管 理 者 募 集 日 程 に つ い て、 次 の と お り 公 告 し ま す。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

1 名 称

那 覇 市 営 住 宅

2 管 理 の 基 準 及 び 業 務 の 範 囲

那 覇 市 営 住 宅 等 指 定 管 理 者 募 集 要 項 及 び 同 業 務 仕 様 書 の と お り。

3 指 定 の 予 定 期 間

令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で (5 年 間)

4 応 募 資 格

応 募 者 は、 指 定 期 間 中、 市 営 住 宅 等 の 管 理 を 円 滑 か つ 安 定 し て 実 施 で き る 法 人 そ の 他 の 団 体 (共 同 事 業 体 を 含 む。 以 下 「 法 人 等 」 と い う。) で あ っ て、 次 の 要 件 に 該 当 す る も の と し ま す。

- (1) 沖 縄 県 内 に 本 店 を 有 し て い る こ と。 (現 在 事 項 全 部 証 明 書 等 で 確 認 さ れ る 本 店 の 所 在 が 沖 縄 県 内 に あ る こ と。)
- (2) 申 込 日 現 在、 共 同 住 宅 (分 譲、 賃 貸 を 問 わ な い) の 管 理 実 績 が あ る こ と。
- (3) 市 税 等 の 滞 納 が な い こ と。 (直 近 3 カ 年)
- (4) 役 員 に 破 産 者 及 び 禁 固 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ て い る 者 が い な い こ と。
- (5) 会 社 更 生 法 及 び 民 事 再 生 法 等 に よ る 手 続 き を し て い な い こ と。
- (6) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 2 条 第 2 号 に 掲 げ る 暴 力 団 及 び そ れ ら の 利 益 と な る 活 動 を 行 う も の で な い こ と。
- (7) 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号) 第 1 6 7 条 の 4 第 2 項 の 規 定 に よ り、 本 市 に お け る 一 般 競 争 入 札 等 の 参 加 を 制 限 さ れ て い る 者 で な い こ と。
- (8) 自 主 事 業 に 関 し、 法 令 の 資 格 要 件 等 や 知 識 を 有 す る こ と。
- (9) 共 同 事 業 体 で 応 募 す る 場 合 は、 構 成 す る す べ て の 団 体 が 上 記 の 条 件 を 満 た し て い る こ と を 確 認 し た 上 で、 代 表 団 体 及 び 責 任 分 担 を 明 記 し た 「 共 同 事 業 体 協 定 書 」 を 提 出 す る こ と。 な お、 同 一 団 体 又 は 企 業 が、 重 複 し て 応 募 す る こ と は 出 来 ま せ ン。

5 応募の方法

那覇市営住宅指定管理者募集要項のとおり。

6 応募期間

指定管理者指定申請書第80号様式のほか、必要書類等を次の期間内に持参・または郵送してください。提出後の書類の変更は認めませんが、不備等に対する追加提出のみ可能とします。FAXによる申請は受け付け出来ません。

- (1) 受付期間 令和3年4月30日(金)から同年6月30日(水)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)
- (3) 受付場所 那覇市役所本庁舎8階 市営住宅課
- (4) 送付先 〒900-8585
那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所8階 市営住宅課

7 募集要項等の掲載

- (1) 掲載期間 令和3年4月15日(木)から同年6月30日(水)まで
- (2) 掲載場所 那覇市役所市営住宅課ホームページ
※新型コロナウイルス拡大防止のため、配布は行いません。市営住宅課ホームページ (https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matinamikyousoubu/siei_jyutaku.html) からダウンロードしてください。

8 説明会の開催(予定)

業務内容、応募方法、提出書類等について説明会の開催を予定しています。新型コロナウイルスの影響等により変更・中止となる場合は、ホームページに掲載しますので、随時ご確認をお願いします。

- (1) 開催日時 令和3年5月10日(月)午前10時から12時
- (2) 開催場所 那覇市役所本庁舎12階 第1研修室

9 問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部市営住宅課
電 話 098-951-3262 (直通)
FAX 098-951-3243
E-mail naha_b_zyu001@city.naha.lg.jp

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 5 号
令和 3 年 3 月 29 日
公 表 済

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]	[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の(以下「改正後部分」という。)がない場合には当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

[略]

類	番号	品 目	期間
A消 防 吏 員	1~3	[略]	
	4	冬服下衣、夏服上衣・下衣	[略]
	5	[略]	
	6	活動服上衣・ズボン	[略]
	7	防寒衣	
	8~23	[略]	
[略]			

備考 A類9番~14番については、毀損時に随時貸与する。

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品 目	期間

A消 防 吏 員	1~3 [略]	
	4	冬服下衣 [略]
	5 [略]	
	6	活動服上衣・ズボン [略]
	7	ポロシャツ 2年
	8	防寒衣 [略]
	9~24 [略]	
[略]		

備考 A類10番~15番については、毀損時に随時貸与する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
ベルト	[略]				
活動服上衣					
[略]					
防火フード	[略]				

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
ベルト					
ポロシャツ					
活動服上衣					
[略]					
救助服用ベルト					
防火フード	[略]				

[改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		

ベルト	[略]			
活動服上衣				
[略]				
防火フード	[略]			

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
ベルト					
ポロシャツ					
活動服上衣					
[略]					
救助服用ベルト					
防火フード	[略]				

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
[略]				[略]			
ベルト	[略]						
活動服上衣							
[略]							
防火フード	[略]			合計ポイント			

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
[略]				[略]			
ベルト	[略]						
ポロシャツ							

活動服上衣	[略]		
[略]			
救助服用ベルト	[略]	合計ポイント	
防火フード			

那覇市消防局訓令第 6 号
令和 3 年 3 月 29 日
公 表 済

那覇市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員の服装に関する規程(平成31年消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第9条 [略] (災害対応等の服装)</p> <p>第10条 水火災、地震等の自然災害対応時及び訓練時の服装は、活動服及び救助服によるほか、<u>防火帽、防火衣、防火靴</u>を着用するものとする。ただし、機関員は出動及び活動等に支障がある場合には、着用しないことができる。</p> <p>第11条～第14条 [略] (靴)</p> <p>第15条 靴の着用は、次に掲げる場合に着用するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 防火靴は、<u>第10条</u>に規定する災害活動等の業務に従事する場合又は作業の性質上必要と認められる場合</p> <p>2 [略] 第15条の2 [略] (雨衣)</p>	<p>(ポロシャツ)</p> <p><u>第9条</u> ポロシャツは、正規の勤務時間において、次の各号に掲げる場合に、<u>活動服上衣又は救助服上衣に代えて着用することができる。</u></p> <p>(1) <u>庁舎内での業務の場合</u> (2) <u>警防調査及び立入検査等で、危険を伴わない業務の場合</u> (3) <u>軽度の作業の場合</u> (4) <u>その他勤務又は職務の性質上、所属長が必要と認める場合</u></p> <p>第10条 [略] (災害対応等の服装)</p> <p>第11条 水火災、地震等の自然災害対応時及び訓練時の服装は、活動服及び救助服によるほか、<u>防火帽、防火衣及び防火靴</u>を着用するものとする。ただし、機関員は出動及び活動等に支障がある場合には、<u>防火帽、防火衣及び防火靴</u>を着用しないことができる。</p> <p>第12条～第15条 [略] (靴)</p> <p>第16条 靴の着用は、次に掲げる場合に着用するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 防火靴は、<u>第11条</u>に規定する災害活動等の業務に従事する場合又は作業の性質上必要と認められる場合</p> <p>2 [略] 第16条の2 [略] (雨衣)</p>

第16条 雨衣は、 <u>荒天雨天の際で、消防業務全般に従事する場合のみ着用</u> することができる。	第17条 雨衣は、消防業務全般に従事する <u>場合で、荒天雨天時等必要に応じて着用</u> することができる。
第17条～第18条 [略]	第18条～第19条 [略]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号
令和3年3月30日
公 布 済

那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局文書取扱規程(平成17年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書取扱いの原則)</p> <p>第3条 文書は、<u>正確かつ迅速</u>に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に<u>処理されるよう努めなければならない。</u></p> <p>(合議)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(文書の完結)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 総務課長は、前項の送付が<u>あつた</u>ときは、原議書及び文書収発簿に必要な事項を記入した上で、主管課に返付するものとする。</p> <p>(ファイル基準表)</p> <p>第34条 文書主任は、毎年4月末日までに、課においてファイルする文書のファイル基準表を<u>3部</u>作成し、そのうちの1部を総務課長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(廃棄)</p>	<p>(文書取扱いの原則)</p> <p>第3条 文書は、<u>正確、迅速かつ丁寧</u>に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が<u>適正かつ能率的に行われるように処理し、及び管理</u>しなければならない。</p> <p>(合議)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 <u>局長の決裁により処理される文書については、部内の他課に合議すべき文書は主管課長、他部に合議すべき文書は部長を経て合議すること。</u></p> <p>3 <u>部長の専決により処理される文書については、部内の他課に合議すべき文書は主管課長、他部に合議すべき文書は副部長を経て合議すること。</u></p> <p>4 <u>副部長又は課長の専決により処理される文書については、専決者の直前の決定者を経て合議すること。</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>(文書の完結)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 総務課長は、前項の送付が<u>あつた</u>ときは、原議書及び文書収発簿に必要な事項を記入した上で、主管課に返付するものとする。</p> <p>(ファイル基準表)</p> <p>第34条 文書主任は、毎年4月末日までに、課においてファイルする文書のファイル基準表を<u>2部</u>作成し、そのうちの1部を総務課長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(廃棄)</p>

<p>第50条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 文書の廃棄は、焼却又は溶解の方法で行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第50条 [略]</p> <p>2 課長は、保存年限が永年保存に属する文書について、当該文書の保存年限の起算日から20年経過するごとに、保存の必要性を精査し、引き続き保存の必要がないと認めるものは廃棄することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 文書の廃棄は、焼却、溶解又は細断の方法で行わなければならない。</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第2号
令和3年3月30日
公 布 済

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(平成23年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の組織) 第41条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) [略] (2) 法第19条第2項第2号から第5号までに規定する者 <u>10人</u> (委員の任期) 第42条 [略] 2 前条第2号に規定する委員の任期は <u>2年</u> とする。ただし、再任を妨げない。 3 [略]	(委員会の組織) 第41条 [略] (1) [略] (2) 法第19条第2項第2号から第5号までに規定する者 <u>12人以内</u> (委員の任期) 第42条 [略] 2 前条第2号に規定する委員の任期は <u>1年</u> とする。ただし、再任を妨げない。 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第3号

令和3年3月30日

公 布 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第4条 管理者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「週休日の振替」という。)、又は勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振ること(次項において「半日勤務時間の割り振り変更」という。)ができる。</p> <p>2 週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更については、<u>前項</u>に定めるもののほか、常勤職員の例による。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇(以下「年休」という。)は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号</p>	<p>(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)</p> <p>第4条 管理者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(第3項において「週休日の振替」という。)ができる。</p> <p>2 <u>管理者は、前項に規定する場合(フルタイム職員に勤務を命ずる必要がある場合に限る。)</u>において、勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「半日勤務時間の割り振り変更」という。)ができる。</p> <p>3 週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更については、<u>前2項</u>に定めるもののほか、常勤職員の例による。 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 [略]</p>

<p>に掲げる任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 <u>1週間の勤務日の日数</u> 又は<u>1年間の勤務日の日数</u>の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(各会計年度における引き続いた在職期間に係る任期の定め合計が10月未満の者を除き、管理者が特に認める者を含む。) <u>1週間の勤務日の日数</u>又は<u>1年間の勤務日の日数</u>の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続いた在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 <u>別表第1の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数</u>(1週間ごとの勤務日の日数が同一でない任用職員にあっては、<u>同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数</u>)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任期の区分ごとに定める日数</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(各会計年度における引き続いた在職期間に係る任期の定め合計が10月未満の者を除き、管理者が特に認める者を含む。) <u>別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数</u>(1週間ごとの勤務日の日数が同一でない任用職員にあっては、<u>同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数</u>)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続いた在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日
	4月を超え6月以下	5日	3日	3日	2日
	2月を超え5月以下	3日	2日	2日	1日
	1月を超え2月以下	1日	1日	1日	0日

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	任期			
		6月を超え1年以下	4月を超え6月以下	2月を超え5月以下	1月を超え2月以下
5日以上	217日以上	10日	5日	3日	1日
4日	169日から216日まで	7日	3日	2日	1日
3日	121日から168日まで	5日	3日	2日	1日
2日	73日から120日まで	3日	2日	2日	1日
1日	48日から72日まで	2日	1日	0日	0日

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初年度	1年度	11日	8日	6日	4日
	2年度	12日	9日	6日	4日

日の属する年度から現年度までの年度数	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数					
		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以上
5日以上	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考 [略]

那覇市上下水道局規程第4号
令和3年3月30日
公 布 済

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置く。</p> <p>上下水道部 [略]</p> <p>水道工務課 [略]</p> <p><u>工事係</u></p> <p>下水道課 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部 [略]</p> <p>水道工務課 [略]</p> <p><u>工事第一係</u></p> <p><u>工事第二係</u></p> <p>下水道課 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の給与)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 主任技工の給与については、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の規定の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 主任技工の職務の級は、那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)別表第2職務の級の欄中3級の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

(那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部改正)

第3条 那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(評価者)</p> <p>第7条 定期評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。</p> <p>[表 別記]</p>	<p>(評価者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

[改正前 別記]

[第7条の表]

被評価者	一次評価者	二次評価者
主事級及び主任級	主幹	[略]
主査級	主幹	課長級
主幹	[略]	副部長
課長級	副部長	部長
副部長	部長	[略]
部長	[略]	

[改正後 別記]

[第7条の表]

被評価者	一次評価者	二次評価者
主事級、主任級及び主査級	主幹級	[略]
主幹級	[略]	副部長級
課長級	副部長級	部長級
副部長級	部長級	[略]
部長級	[略]	

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号
令 和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

令和 3 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

令 和 3 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	7,310円	
	20mm	13,500円	
	25mm	14,200円	
	40mm	27,700円	
たて型ウォルツマン	50mm	156,000円	
	75mm	189,000円	
	100mm	239,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	226,000円	
	75mm	262,000円	
	100mm	314,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和3年度水道用資材統一単価表

期 間 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

那覇市水道給水条例【抜粋】

(メーターの貸与)

第 17 条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与する。

- 2 前項の規定により貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により貸与を受けた者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 2 号
令和 3 年 4 月 1 日
公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 端 一 正

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
学校給食センターに勤務する職員	[略]	月曜日から金曜日まで 8時15分から17時まで	[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
学校給食センターに勤務する職員	[略]	月曜日から金曜日まで (1) 7時15分から16時まで (2) 8時15分から17時まで <u>(1)又は(2)のうちから所属長が定める。</u>	[略]
[略]			

那覇市教育委員会規則第3号
令 和 3 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 端 一 正

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項 [略] 学校教育部に関する事項		別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項 [略] 学校教育部に関する事項	
課	分掌事務	課	分掌事務
学 校 教 育 課	1～8 [略] 9～15 [略] 16 学校安全(スクールゾーン等を含む。)及び日本スポーツ振興センターに関すること。	学 校 教 育 課	1～8 [略] 9 <u>法第27条各項に規定する意見の申出に関すること。</u> 10～16 [略] 17 学校安全(スクールゾーン等を含む。)に関すること。 18 日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。 19～22 [略]
教 育 相 談 課	1～2 [略] 3 <u>適応指導教室</u> に関すること。 4～6 [略] [略]	教 育 相 談 課	1～2 [略] 3 <u>自立支援教室</u> に関すること。 4～6 [略] [略]
備考			
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成 5 年選挙管理委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における<u>選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程</u></p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p><u>第1条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。)</u>第2条又は<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。)</u>第2条の規定の適用を受けようとする者は、<u>自動車条例第3条又はポスター条例第3条</u>に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出)</p>	<p>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における<u>選挙運動の公費負担に関する規程</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条 この規程は、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)</u>第12条の規定に基づき、<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p><u>第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(第1号様式)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(第2号様式)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(第3号様式)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条</u></p>

補の届出前に当該契約を締結した場合に
は立候補の届出後直ちに)、当該契約に関
する書面の写しを添えて、自動車条例第3
条又はポスター条例第3条の規定による
届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、第1号様式
のとおりとする。

(選挙運動用自動車の使用等の公営の確
認申請等)

第2条 那覇市議会議員及び那覇市長の選
挙における候補者(前条第1項の届出をし
た者に限る。以下「候補者」という。)は、自動車条例第4条第2号イ又はポスタ
ー条例第4条の規定による確認を受けよ
うとする場合には、那覇市選挙管理委員
会(以下「委員会」という。)に第2号様式
の確認申請書を提出しなければならない
。

2 委員会は、前項の確認申請書の内容等を
審査し、適正であると認めるときは、第3
号様式の確認書を交付する。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第3条 候補者は、前条第1項の確認を受け
た場合には、直ちに、同条第2項の確認書
を、自動車条例第3条に規定する有償契約
を締結した選挙運動用自動車の燃料を供
給する者(以下「燃料供給業者」という。)又
はポスター条例第3条の規定する有償
契約を締結したポスターの作成を業とす
る者(以下「ポスター作成業者」という。)に
提出しなければならない。

(契約業者への選挙運動用自動車使用証
明書等の提出)

第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証
明書又はポスター作成証明書を、自動車

の規定による届出をしなければならない
。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担
の確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限
る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、
第8条又は第11条の規定による確認を受
けようとする場合には、那覇市選挙管理
委員会(以下「委員会」という。)に対し
選挙運動用自動車燃料代確認申請書(第4
号様式)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申
請書(第5号様式)又は選挙運動用ポスタ
ー作成枚数確認申請書(第6号様式)を提
出しなければならない。

2 前項の確認は、委員会が交付する選挙運
動用自動車燃料代確認書(第7号様式)、選
挙運動用ビラ作成枚数確認書(第8号様
式)又は選挙運動用ポスター作成枚数確
認書(第9号様式)による。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受け
た場合には、直ちに、同条第2項の確認書
を、条例第3条に規定する有償契約を締結
した選挙運動用自動車の燃料を供給する
者(以下「燃料供給業者」という。)、条
例第7条に規定する有償契約を締結した
ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成
業者」という。)又は条例第10条に規定す
る有償契約を締結したポスターの作成を
業とする者(以下「ポスター作成業者」と
いう。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用
証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証
明書(第10号様式)、選挙運動用ビラ作成

条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者(以下「契約業者」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第4号様式及び第5号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求書は、第6号様式に準じて作成しなければならない。

証明書(第11号様式)又は選挙運動用ポスター作成証明書(第12号様式)を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(第13号様式)に前条の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会が定める。

[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
	[第7号様式 別記]
	[第8号様式 別記]
	[第9号様式 別記]
	[第10号様式 別記]
	[第11号様式 別記]
	[第12号様式 別記]
	[第13号様式(その1) 別記]
	[第13号様式(その2) 別記]
	[第13号様式(その3) 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該部分部分を削る。	
4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	
5 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則(令和3年4月1日選管告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式 第1条関係)

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

那覇市選挙管理委員会委員長 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙

候補者 氏

名 印

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- (1) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を記載してください。

その2

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者氏名

選挙
印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合					
契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)	契約内容		備考	
		運送契約 期 間	運送契約 金 額		
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
2 1に掲げる場合以外の場合					
項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	年 月 日				
	年 月 日				
燃料代	年 月 日				
	年 月 日				
運転手の 雇 用	年 月 日				
	年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」には契約の見込額を記載して差し支えありません。)

[改正前 別記]

第2号様式(選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式 第2条関係)

その1

自 動 車 燃 料 代 確 認 申 請 書

次の自動車燃料代につき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

那覇市選挙管理委員会委員長 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙

候補者 氏 名 印

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- (1) この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

その1

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

選挙運動用ビラ作成契約届出書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者氏名

選挙
印

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

[改正前 別記]

第3号様式(選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式 第2条関係)

その1

確認番号	自 動 車 燃 料 代 確 認 書
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する 条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内 のものであることを確認する。	
何年何月何日	
那覇市選挙管理委員会委員長 氏 名 印	
1	何年何月何日執行何選挙
2	候補者の氏名
3	確認金額 円
備考	
(1) この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出して ください。	
(2) この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙 運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
(3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給 業者は、那覇市に支払を請求することはできません。	

その2

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

選挙運動用ポスター作成契約届出書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者氏名

選挙
印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日				

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

[改正前 別記]

第4号様式(選挙運動用自動車使用証明書の様式 第4条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。			
何年何月何日			
何年何月何日執行何選挙			
候補者 氏 名 印			
運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自 動車運送事業者 との運送契約に よる場合	2 左に掲げる場合以 外の場合	
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の 氏名			
車種及び自動車登録 番号	運送等年月日	運 送 等 金 額	備 考
	何年何月何日	円	

備考

- 1 この証明書は、運送事業者ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、那覇市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
〇〇〇〇〇円
 - (2) (1)以外の場合
△△△△△円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、那覇市に支払を請求することはできません。

その2

[略]

その3

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

候補者氏名

選挙

印

次の自動車燃料代につき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日を除いた日数になります。

[改正前 別記]

第5号様式(ポスター作成証明書の様式 第4条関係)

<p>ポ ス タ ー 作 成 証 明 書</p> <p>次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。</p> <p>何年何月何日</p> <p style="text-align: center;">何年何月何日執行何選挙</p> <p style="text-align: right;">候補者 氏 名 印</p>	
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	
<p>備考</p> <p>1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。</p> <p>2 ポスター作成業者が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、那覇市に支払いを請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数</p> <p>(2) 限度額</p> $\frac{\text{〇〇〇〇円} + \text{△△△円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \text{1円未満の端数は切上げ}$ <p>単価 × 確認された作成枚数 = 限度額</p>	

[改正後 別記]

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者氏名選挙
印

次のビラ作成枚数につき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- 3 確認申請枚数 円

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の購入枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

[改正前 別記]

第6号様式(請求書の様式 第5条関係)

その1

請 求 書
(選挙運動運動用自動車の使用)

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

那覇市長あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

印

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求
の場合には、このほかに自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後30日以内に提
出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、那覇市に支払を請求することはできませ
ん。

別紙(その1)

[略]

別紙(その2)

[略]

その2

[略]

別紙

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第3条関係)

年 月 日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

(あて先)那覇市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

候補者氏名

選挙

印

次のポスター作成枚数につき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の購入枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

[改正後 別記]

第7号様式(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号	第	号	
			年 月 日
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例第4条第2号の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額 の範囲内のものであることを確認します。			
那覇市選挙管理委員会委員長			印
1	年 月 日	執行	選挙
2	候補者氏名		
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		
4	確認金額		円

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用自動車の燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、那覇市に支払を請求することはできません。

[改正後 別記]

第8号様式(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号	第	号	
			年 月 日
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲の ものであることを確認します。			
			那覇市選挙管理委員会委員長 印
1	年 月 日	執行	選挙
2	候補者氏名		
3	確認枚数		枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、那覇市に支払を請求することはできません。

[改正後 別記]

第9号様式(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号	第	号			年	月	日
<p>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。</p>							
那覇市選挙管理委員会委員長							印
1	年	月	日	執行			選挙
2	候補者氏名						
3	確認枚数			枚			

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、那覇市に支払を請求することはできません

[改正後 別記]

第10号様式(その1)(第5条関係)

年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日執行
候補者氏名

選挙
印

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客 自動車運送事 業者との運送 契約による場 合	2 左に掲げる契約以 外の場合	
運送事業者等の氏名及び 住所(法人にあっては、名 称、所在地及び代表者の氏 名)			
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等の年月日	運送等の金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、那覇市に請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ○○○○○円
(2) (1)以外の場合 △△△△△円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、那覇市に請求することはできません。

第10号様式(その2)(第5条関係)

(表)

年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

年 月 日執行
候補者氏名

選挙
印

燃料供給業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	

(裏)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が那覇市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、那覇市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票になった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

第10号様式(その3)(第5条関係)

年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

印

運転手の氏名及び住所			
雇用年月日	報酬の額	備 考	
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、那覇市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて〇〇〇〇〇円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、那覇市に支払を請求することはできません。

[改正後 別記]

第11号様式(第5条関係)

年 月 日

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日執行

候補者氏名

選挙

印

ビラ作成業者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)	
作成枚数	枚
作成金額	円
ビラ法定枚数	枚

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、那覇市に支払を請求することはできません。

[改正後 別記]

第12号様式(第5条関係)

年 月 日

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

印

ポスター作成業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が那覇市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、那覇市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額 = 単価 × . . .

$$\frac{\text{〇〇〇〇円} + \text{△△△円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot \cdot \text{1円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

[改正後 別記]

第13号様式(その1)(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日			
(あて先)那覇市長			
申請者		住所	
氏名		印	
(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)			
TEL			
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。			
請求金額	円		
請求内容	(別紙)請求内訳書のとおり		
選挙名	年 月 日執行	選挙	
候補者氏名			
振込先	金融機関名	支店名	預金種目
	銀行	本店	1普通
	金庫	支店	2当座
	組合 農協		
	口座番号(左詰め)	口座名義(カタカナ)	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13号第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、那覇市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙)その1

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
年 月 日	円×1台= 円	〇〇〇〇〇円×1台 =〇〇〇〇〇円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

候補者氏名

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	△△△△△円×1台 = △△△△△ 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

候補者氏名 _____

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
年 月 日		円 L () × () = 円			
計					

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運 転 手

候補者氏名

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
年 月 日	円	×××××円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第13号様式(その2)(第6条関係)

請求書(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日			
(あて先)那覇市長			
住所 申請者 氏名 印 (法人にあっては、名称、 所在地及び代表者の氏名) TEL			
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。			
請求金額	円		
請求内容	(別紙)請求内訳書のとおり		
選挙名	年 月 日執行 選挙		
候補者氏名			
振込先	金融機関名	支店名	預金種目
	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店	1普通 2当座
	口座番号(右詰め)	口座名義(カタカナ)	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、那覇市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 _____

ビラ法定枚数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単 価	枚 数	金 額 A×B=	単 価	枚 数	金 額 D×E=	単 価	枚 数	金 額 G×H=	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
枚	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ビラ法定枚数」の欄には、選挙運動用ビラ作成証明書の「ビラ法定枚数」欄に記載された枚数を記載してください。
- 2 D欄には、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による額を記載してください。
- 3 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第13号様式(その3)(第6条関係)

請求書(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日			
(あて先)那覇市長			
住所			
申請者			
氏名 印			
(法人にあつては、名称、 所在地及び代表者の氏名)			
TEL			
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。			
請求金額	円		
請求内容	(別紙)請求内訳書のとおり		
選挙名	年 月 日執行	選挙	
候補者氏名			
振込先	金融機関名	支店名	預金種目
	銀行 金庫 組合 農協	本店	1普通
		支店	2当座
	口座番号(右詰め)	口座名義(カタカナ)	

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに那覇市選挙管理委員会に提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、那覇市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 _____

ポスター 掲 示 場 数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B= C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E= F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H= I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{\text{〇〇〇〇〇円} + \Delta\Delta\Delta\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- 3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。